

## 群馬県立病院経営改革支援業務委託仕様書

群馬県立病院の経営改革支援に関する業務について、群馬県と受託者が締結する業務委託の仕様は、次のとおりとする。

### 1 業務名

群馬県立病院経営改革支援業務

### 2 業務の目的

群馬県立4病院においては、心疾患、がん、精神、周産期を含む小児と、それぞれの分野における高度専門病院として、高度医療や難治医療等の不採算医療を担っているが、経営環境は、少子高齢化や医療需要の変化、物価や人件費の高騰等により非常に厳しい状況となっている。

こうしたことから、群馬県病院局では、外部有識者からなる県立病院経営改革委員会において、県立病院における収益向上に向けた改革の方策や、地方独立行政法人化などの経営形態の検討、将来に向けた県立病院のあり方など、抜本的な経営改革に向けた検討に着手することとした。本事業は、このうち経営形態の検討において、資料作成や分析・助言などの必要な支援を行うことを目的とする。

### 3 履行期間

契約の締結日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

群馬県庁（群馬県前橋市大手町一丁目1番1号）

### 5 業務内容

受託者は、県と十分に協議の上、次に掲げる業務を実施するものとする。

#### （1）公立病院における経営形態の検討支援

1. 想定される経営形態の管理・運営組織体制の検討支援
2. 想定される経営形態の経営シミュレーションの作成
3. 想定される経営形態の経営目標・計画の検討支援
4. その他、経営形態の変更に際して必要な検討支援

#### （2）人事給与制度の検討支援

1. 予備調査
2. 新制度設計の基本方針の検討支援
3. 人事制度概要設計支援

4. システム化方針の検討支援
5. 情報資産の調査・把握
6. 業務フロー調査・把握

### (3) 財務会計制度の検討支援

1. 予備調査
2. 財務制度概要設計支援
3. システム化方針の検討支援
4. 情報資産の調査・把握
5. 業務フロー調査・把握

## 6 業務実施体制

受託者は、次に掲げる体制を確保すること。

- ・ 受託者は、公立病院の経営形態の変更に関して、実務支援又はコンサルティングの実績を有する者を業務責任者として配置すること。
- ・ 医療経営、財務、会計、人事労務、医療政策等に関する専門的知見を有する人材を適切に配置すること。

## 7 成果品の提出

受託者は、以下の成果品を作成し、群馬県に提出するものとする。

### (1) 成果品

- ・ 現状分析・課題整理資料
- ・ 各種制度概要設計資料（人事・財務）
- ・ 業務報告書

### (2) 提出部数

成果品の提出部数は、紙媒体2部および電子媒体一式とする。ただし、群馬県が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (3) 提出期限

成果品の提出期限は、業務工程に応じて群馬県と受託者が協議のうえ定めるものとする。

## 8 留意事項

### (1) 機密の保持

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報について、第三者に漏えいし、又は本業務の目的以外に利用してはならない。なお、本業務終了後においても、同様とする。

### (2) 情報及び文書の管理

受託者は、本業務を遂行するにあたり取り扱う文書、電子データその他の情報につい

て、適切な管理を行い、漏えい、滅失又は改ざんの防止に万全を期すものとする。

### **(3) 群馬県との連絡、協議及び報告**

本業務の実施にあたっては、群馬県と十分に協議のうえ進めるものとし、業務の進捗状況、課題等について、適宜、群馬県に報告すること。また、受託業務の担当者の連絡先（メールアドレスを含む。）を明らかにしておき、群馬県から電話やメール等で相談があった場合には遅滞なく回答すること。また、担当者が不在な場合でも業務について緊急な相談に対応できる体制をとっておくこと。

### **(4) 成果物の権利帰属**

本業務により作成された成果物に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む。）及び所有権は、すべて群馬県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から有する固有の知識、技術又はノウハウに関する権利については、この限りではない。

### **(5) 再委託の制限**

本業務は、原則として受託者が自ら実施するものとし、業務の全部又は一部を第三者に再委託しようとする場合には、あらかじめ群馬県の書面による承認を得るものとする。

### **(6) 費用負担**

本業務の実施に必要な経費については、本仕様書に別途定めがある場合を除き、すべて受託者の負担とする。

### **(7) 第三者の権利侵害等への対応**

本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者の責任において必要な手続きを行うものとし、これに起因する紛争等については、受託者がその責任を負うものとする。

### **(8) 損害賠償**

受託者は、本業務の遂行により、群馬県又は第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任においてこれを賠償するものとする。

### **(9) 疑義等の協議**

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、群馬県と受託者が協議のうえ、これを決定するものとする。